

協議第2号

貸付金の取扱いについて

貸付金の取扱いについて提案する。

平成15年12月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第19号

貸付金の取扱い

5市町村が実施している各種貸付金制度については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、貸付金制度の充実に努めるものとする。

貸付金

【調整の具体的な内容】

5市町村が実施している各種貸付金制度については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、貸付金制度の充実に努めるものとする。

主な貸付金制度

(1) 制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

- ・ 入学準備金貸付金（函館市，戸井町）（ 合併前の制度の対象者は，現行のとおりとする ）
- ・ 奨学資金貸付金（函館市，戸井町，恵山町，南茅部町）（ 合併前の制度の対象者は，現行のとおりとする ）

(2) 函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

- ・ 応急生活資金貸付金（社会福祉協議会貸付事業）
- ・ 母子家庭および寡婦応急生活資金貸付金
- ・ 高額介護サービス費貸付金
- ・ いきいき住まい建設改修資金貸付金（改良分）

(3) 貸付条件で対象区域が限定されるため、現行のとおりとするもの

- ・ 景観形成貸付金（都市景観形成地域内）
- ・ 水洗便所改造等資金貸付金（下水道法に基づく処理区域内）
- ・ 排水設備設置資金貸付金（下水道法に基づく排水区域内）

(4) 町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

- ・ 看護職員養成修学資金貸付金（南茅部町）
- ・ 保健師養成修学資金貸付金（椴法華村）
- ・ 医師招聘貸付金（戸井町，椴法華村）

その他の事務事業の取扱いで提案する貸付金の取扱いについては、別途定めるものとする。

主な貸付金の調整内容一覧

制度内容が異なるものなどで、函館市の制度に統一するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
入学準備貸付金	高等学校～大学等の入学準備金の貸付 (合併前の制度の対象者は、現行のとおりとする)				
	有	有	無	無	無
主な内容	貸付金額 大学院 大学 短期大学 200,000円以内 専修学校 150,000円以内 高等専門学校 100,000円以内 高等学校 100,000円以内 返還方法 無利子 当該年度の10月から月賦返済 大学院・大学・短期大学 48か月以内 専修学校 42か月以内 高等専門学校 高等学校 30か月以内	貸付金額 大学 短期大学 200,000円以内 専修学校 200,000円以内 高等専門学校 (後期2か年) 200,000円以内 高等専門学校 (前期3か年) 高等学校 100,000円以内 返還方法 無利子 貸付終了の翌月から、1年据え置き、年賦・半年賦・月賦のいずれかで返済 10年以内 奨学資金の貸付者を対象に貸付			
奨学資金貸付金	高等学校～大学等の進学者への奨学資金の貸付 (合併前の制度の対象者は、現行のとおりとする)				
	有	有	有	無	有
主な内容	貸付金額(月額) 大学院 大学 短期大学 国公立 17,000円 私立 19,000円 専修学校 専門課程 17,000円 高等課程 10,000円 高等専門学校 14,000円 高等学校 国公立 10,000円 私立 14,000円 返還方法 無利子 貸付終了の翌年から、希望する15年以内の期間で年度割をもって返還	貸付金額(月額) 大学 短期大学 自宅通学 20,000円以内 自宅外通学 30,000円以内 専修学校(専門課程) 高等専門学校 (後期2か年) 自宅通学 20,000円以内 自宅外通学 30,000円以内 専修学校(高等課程) 高等専門学校 (前期3か年) 高等学校 自宅通学 15,000円以内 自宅外通学 20,000円以内 返還方法 無利子 貸付終了の翌月から、1年据え置き、10年以内に年賦、半年賦、月賦のいずれかで返還	貸付金額(月額) 大学院 大学 短期大学 30,000円 専修学校 専門課程 30,000円 高等課程 20,000円 高等専門学校 (後期2か年) 30,000円 高等専門学校 (前期3か年) 高等学校 20,000円 返還方法 無利子 所定の学校卒業後の6か目月から、貸付月額の2分の1を月賦で返還		貸付金額(月額) 大学院 大学 30,000円以内 短期大学 20,000円以内 専修学校(専門課程のみ) 20,000円以内 高等学校 15,000円以内 返還方法 無利子 貸付終了後1年間据え置き、月賦、半年賦、年賦で返還 高校 6か年以内 短期大学 4か年以内 大学 8か年以内

主な貸付金の調整内容一覧

函館市独自の制度で、函館市の制度を適用するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
応急生活資金貸付金（社会福祉協議会貸付事業） 制度の有無	低所得者および季節労働者への一時的な困窮に対する生活資金の貸付				
主な内容	有 [社会福祉協議会に原資を貸付] 一般 貸付限度額 100,000円 貸付期間 50,000円以上 20か月 50,000円以下 15か月 返済方法 元利均等償還 季節労働者 貸付限度額 70,000円 貸付期間 貸付した年の 10月末日まで 返済方法 元金均等償還 無利子	無 [社会福祉協議会に於ける貸付金制度はあるが、原資の貸付を行っていない]	無	無	無
母子家庭および寡婦応急生活資金貸付金 制度の有無	有	無	無	無	無
主な内容	貸付限度額 100,000円 貸付期間 20か月以内 無利子				
高額介護サービス費貸付金 制度の有無	有	無	無	無	無
主な内容	貸付額 高額介護サービス費等の支給見込額の10分の9以内 (10,000円以上) 無利子				
いきいき住まい建設改修資金貸付金（改良分） 制度の有無	有	無	無	無	無
主な内容	融資限度額 1件500万円 住宅金融公庫等を含んだ融資額の合計が工事金額の80%以内 年利率 住宅金融公庫の通常貸付融資利率マイナス 1.35%で3%が上限 償還期間 20年以内 償還方法 元利均等割賦償還またはボーナス併用償還				

主な貸付金の調整内容一覧

貸付条件で対象区域が限定されるため、現行のとおりとするもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
景観形成貸付金	都市景観の形成を図るため建築物等の新築、増改築、修理等を行う場合のその外観に要する経費に対する融資斡旋【都市景観形成地域内】				
制度の有無	有	無	無	無	無
主な内容	400万円を限度に住宅金融公庫の基準金利より0.8%低い金利				
水洗便所改造等資金貸付金	くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者への必要な工事資金の貸付【下水道法に基づく処理区域内】				
制度の有無	有	無	無	無	無
主な内容	貸付額(1基) 460,000円 貸付期間 40月 償還方法 元金均等月賦 無利子				
排水設備設置資金貸付金	排水設備を設置しようとする者への必要な工事資金の貸付(浄化槽を下水道に切替)【下水道法に基づく排水区域内】				
制度の有無	有	無	無	無	無
主な内容	貸付額 200,000円 貸付期間 20月 償還方法 元金均等月賦 無利子				

町村独自の制度で、見直しにより廃止するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
看護職員養成修学資金貸付金	将来南茅部町において看護職に従事しようとする者で、そのための専門学校に在学する者に対する、修学資金の貸付(現在貸付無し)				
制度の有無	無	無	無	無	有
主な内容					貸付金額(月額) 保健師, 助産師, 看護師 25,000円 準看護師 12,000円
保健師養成修学資金貸付金	将来椴法華村において保健師の職に従事しようとする者で、そのための専門学校に在学する者に対する、修学資金の貸付(現在貸付無し)				
制度の有無	無	無	無	有	無
主な内容				貸付金額(月額) 30,000円以内	
医師招聘貸付金	町・村立診療所医師の支度金・就業資金などへの貸付(戸井:現在貸付無し)(椴法華:償還終期平成18年度)				
制度の有無	無	有	無	有	無
主な内容		貸付限度額 500万円 利率 3.5% 償還期間 4年		貸付限度額 2,000万円 利率 3.5% 償還期間 6年	

協議第3号

保健事業の取扱いについて

保健事業の取扱いについて提案する。

平成15年12月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第23号

保健事業の取扱い

- 1 健康診査事業，検診事業，予防接種事業については，函館市の制度に統一する。
- 2 その他の保健事業については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編などを行い，保健事業の充実に努めるものとする。

1 健康診査事業

【調整の具体的な内容】

健康診査事業については、函館市の制度に統一する。ただし、実施場所および基本健康診査の対象者については、当分の間、現行のとおりとする。

健康診査事業

区分	函館市	戸井町	恵山町	樺法華村	南茅部町	
基本健康診査	事業名称	みんなの健康診断	ミニドック健診	町民健康診査	村民ミニドック	町民健康診査 ミニミニドック
	概要	基本健康診査 胸部レントゲン検査	基本健康診査,胃がん,肺がん,大腸がん 検診,イノコックス症検査	基本健康診査	基本健康診査 イノコックス症検査 胸部レントゲン検査	基本健康診査 イノコックス症検査
	対象者	40歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上
	個人負担額	900円	1,500円	1,200円	500円	1,300円
	実施時期・場所	月～金曜日 総合保健センター 4月～11月 火・木曜日 町会館等 62カ所 5月～11月 土・日曜日 月2回 総合保健センター 南北海道保健センター	10月 5日間 地区会館 5カ所	10月 8日間 地区会館 8カ所	5月 2日間 地区会館 1カ所	4月～5月 7日間 地区会館 7カ所 通年(個別) 南茅部町国保病院
女性健康診査	対象者	18歳～39歳の女性				
	個人負担額	1,700円	-	-	-	
	実施時期・場所	第1・3月 木曜日 総合保健センター				
健康づくり健診	概要	健康増進事業の健診				
	対象者	18歳以上 (健康増進事業実施者)				
	個人負担額	900円	-	-	-	
	実施時期・場所	月～金曜日 第1火曜日 総合保健センター				
妊婦健康診査	受診回数	2回	1回	1回	2回	1回
	個人負担額	無料	無料	無料	無料	無料
	実施場所	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関	委託医療機関
乳幼児健康診査	対象	4,10ヶ月児 1歳6ヶ月児 3歳児	2～12ヶ月児 1歳6ヶ月児 3歳児	3,6,9,12ヶ月児 1歳6ヶ月児 3歳児	4,7,10,12ヶ月児 1歳6ヶ月児 3歳児	4,7,12ヶ月児 1歳6ヶ月児 3歳児
	個人負担額	無料	無料	無料	無料	無料
	実施時期・場所	4ヶ月児・・・火曜日 10ヶ月児・・・木曜日 1歳6ヶ月児・・・月曜日 3歳児・・・水曜日 総合保健センター	4,8,12,2月 年4回 地区会館 1カ所	奇数月 年6回 地区会館 1カ所	5,8,11,2月 年4回 地区会館 1カ所	4月～3月 年10回 地区会館 1カ所
	対象者	1歳～就学前	1歳～4歳	6ヶ月～就学前 (フッ素塗布は1歳～)	概ね1歳～就学前	1歳5ヶ月～2歳4ヶ月
乳幼児歯科健康診査	個人負担額	フッ素塗布 570円	500円	800円(初回無料)		
	サホライト	3歯まで 480円 4歯以上 600円	500円	3歯まで 400円 4歯以上 500円	無料	無料
	歯科健診	無料	無料	無料		
実施時期・場所	4月～10月(火,金曜日) 11月～3月(火曜日) 総合保健センター 土・日・祝日(フッ素塗布のみ) 口腔保健センター	偶数月 年6回 地区会館 1カ所 (乳幼児健診と同時)	奇数月 年6回 地区会館 1カ所 (乳幼児健診と同時)	6,9,12,3月 年4回 地区会館 1カ所	6月,12月 年2回 地区会館 1カ所	

2 検診事業

【調整の具体的な内容】

検診事業については、函館市の制度に統一する。ただし、実施場所については、当分の間、現行のとおりとする。

がん検診事業

区分	函館市	戸井町	恵山町	樞法華村	南茅部町	
胃がん	対象者	35歳以上	30歳以上	40歳以上	30歳以上	20歳以上
	個人負担額	35～39歳 1,650円 40歳以上 1,000円	基本健康診査に含む	1,000円	1,000円	1,800円
	実施時期・場所	4月～11月 町会館等 11月～3月 総合保健センター 通年(個別) 委託医療機関	10月 5日間 地区会館 5カ所 (基本健診と同時)	10月 8日間 地区会館 8カ所 (基本健診と同時)	5月 2日間 地区会館 1カ所 (基本健診と同時)	4月～5月 7日間 地区会館 7カ所 (基本健診と同時) 通年(個別) 南茅部町国保病院
肺がん	対象者	40歳以上	30歳以上	20歳以上	30歳以上	20歳以上
	個人負担額	読影 100円 読影+喀痰 600円	読影 基本健康診査に含む 喀痰 500円	読影 200円 読影+喀痰 1,100円	読影 300円 読影+喀痰 800円	読影 600円 読影+喀痰 1,600円
	実施時期・場所	10月 14日間 総合保健センター および各町会館等	10月 5日間 地区会館 5カ所 (基本健診と同時)	10月 8日間 地区会館 8カ所 (基本健診と同時)	5月 2日間 地区会館 1カ所 (基本健診と同時)	4月～5月 7日間 地区会館 7カ所 (基本健診と同時) 通年(個別) 南茅部町国保病院
大腸がん	対象者	40歳以上	30歳以上	40歳以上	30歳以上	20歳以上
	個人負担額	1,000円	基本健康診査に含む	500円	500円	900円
	実施時期・場所	通年(個別) 委託医療機関	10月 5日間 地区会館 5カ所 (基本健診と同時)	10月 8日間 地区会館 8カ所 (基本健診と同時)	5月 2日間 地区会館 1カ所 (基本健診と同時)	4月～5月 7日間 地区会館 7カ所 (基本健診と同時) 通年(個別) 南茅部町国保病院
子宮がん	対象者	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上	30歳以上
	個人負担額	頸部 1,500円 頸部+体部 2,200円	頸部,超音波検査 500円	頸部 1,300円 頸部+体部 2,200円 超音波 500円	頸部 500円 頸部+体部 700円 超音波 500円	頸部 1,800円 頸部+体部 2,700円 超音波 500円
	実施時期・場所	通年(個別) 委託医療機関	10月 2日間 地区会館 3カ所	5月 2日間 地区会館 2カ所	10月 1日間 地区会館 1カ所	6月 3日間 地区会館 5カ所
乳がん	対象者	視触診 30歳以上 マンモグラフィ 50歳以上	30歳以上	視触診 30歳以上 マンモグラフィ 40歳以上	30歳以上	30歳以上
	個人負担額	視触診 600円 視触診+マンモグラフィ 1,800円	視触診 800円	視触診 300円 視触診+マンモグラフィ 1,600円	視触診 300円 視触診+マンモグラフィ 500円	視触診 1,000円
	実施時期・場所	通年(個別) 委託医療機関	10月 2日間 地区会館 3カ所 (子宮がん検診と同時)	5月 2日間 地区会館 2カ所 (子宮がん検診と同時)	通年(個別) 樞法華村立診療所	6月 3日間 地区会館 5カ所 (子宮がん検診と同時)
前立腺がん	対象者	-	-	-	50歳以上	-
	個人負担額	-	-	-	500円	-
	実施時期・場所	-	-	-	5月 2日間 地区会館 (基本健診と同時)	-
肝がん	対象者	ハイリスク者	ハイリスク者	ハイリスク者	ハイリスク者	ハイリスク者
	個人負担額	6,000円	3,000円(町補助3,000円)	3,000円(町補助3,000円)	3,000円(村補助3,000円)	6,000円
	実施機関	(財)北海道難病連で実施	(財)北海道難病連で実施	(財)北海道難病連で実施	(財)北海道難病連で実施	(財)北海道難病連で実施

その他の主な検診等事業

区分	函館市	戸井町	恵山町	樞法華村	南茅部町	
肝炎ウイルス検査	概要	B型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査の実施				
	対象者	40歳～70歳の5歳ごとの節目者または要指導者等(過去に大量輸血等をした者)				
	個人負担額	節目者 無料 B型 100円 C型 600円	節目者 500円 要指導者 500円	無料	無料	B型 200円 C型 300円
	実施時期・場所	月～金曜日 総合保健センター 4月～11月 火・木曜日 町会館等 62カ所 5月～11月 土・日曜日 2回/月 総合保健センター 北海道保健センター	10月 5日間 地区会館 5カ所	10月 8日間 地区会館 8カ所	5月 2日間 地区会館 1カ所	4月～5月 7日間 地区会館 7カ所 通年(個別) 南茅部町国保病院
エキノкокクス症検査	概要	血液検査	血液検査	血液検査	血液検査	血液検査
	対象者	小学3年生以上 (過去5年以内に受診していない者)	小学3年生・中学2年生 20歳以上 (過去5年以内に受診していない者)	小学3年生・中学2年生 20歳以上 (過去5年以内に受診していない者)	小学3年生以上 (過去5年以内に受診していない者)	小学3年生・中学2年生 19歳～74歳(5歳ごと)
	個人負担額	無料	無料	小・中学生 無料 20歳以上 250円	無料	無料
	実施時期・場所	6月～10月 1回/月 総合保健センター 7月～8月 4日間 町会館 4カ所	小学・中学生は各学校で実施 10月 5日間 地区会館 5カ所	小学・中学生は恵山町立国保病院で実施 10月 8日間 地区会館 8カ所	5月 2日間 地区会館 1カ所	4月～5月 7日間 地区会館 7カ所 通年(個別) 南茅部町国保病院
骨粗しょう症検診	概要	骨粗しょう症検査			骨粗しょう症検査	骨粗しょう症検査
	対象者	40歳以上			男性 45歳以上 女性 40歳以上	30歳以上
	個人負担額	1,000円	-	-	300円	1,455円
	実施時期・場所	第2・4・5 木曜日 総合保健センター			通年(個別) 樞法華村立診療所	6月 3日間 地区会館 5カ所
脳ドック検診	概要			脳ドック		
	対象者			40歳～72歳		
	個人負担額			5,000円		
	実施時期・場所			10月～2月 委託医療機関		
人間ドック	概要					基本健診,胃がん,大腸がん,乳がん(希望者)
	対象者					40～65歳の5歳ごとの節目者
	個人負担額					9,000円
	実施時期・場所					通年(個別) 南茅部町国保病院

3 予防接種事業

【調整の具体的な内容】

予防接種事業については、函館市の制度に統一する。ただし、実施場所については、当分の間、現行のとおりとする。

予防接種事業

区 分		函 館 市	戸 井 町	恵 山 町	椴 法 華 村	南 茅 部 町
ポ リ オ	対 象 者	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月
	個 人 負 担 額	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	実 施 方 法 ・ 場 所	集 団 接 種 総合保健センター	集 団 接 種 地 区 会 館	集 団 接 種 恵山町立国保病院	集 団 接 種 椴法華村立診療所	集 団 接 種 南茅部町国保病院
三 種 混 合	対 象 者	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月	生後3ヶ月～90ヶ月
	個 人 負 担 額	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	実 施 方 法 ・ 場 所	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	集 団 接 種 南茅部町国保病院
二 種 混 合	対 象 者	小学6年生	小学6年生	小学6年生	小学6年生	小学6年生
	個 人 負 担 額	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	実 施 方 法 ・ 場 所	個 別 接 種 委託医療機関	集 団 接 種 委託医療機関	集 団 接 種 恵山町立国保病院	集 団 接 種 椴法華村立診療所	集 団 接 種 南茅部町国保病院
麻 し ん	対 象 者	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月
	個 人 負 担 額	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	実 施 方 法 ・ 場 所	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 南茅部町国保病院
風 疹	対 象 者	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月	生後12ヶ月 ～90ヶ月
	個 人 負 担 額	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	実 施 方 法 ・ 場 所	集 団 接 種 総合保健センター	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 南茅部町国保病院
結 核	対 象 者	生後3ヶ月～48ヶ月	生後3ヶ月～48ヶ月	生後3ヶ月～48ヶ月	生後3ヶ月～48ヶ月	生後3ヶ月～48ヶ月
	個 人 負 担 額	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
	実 施 方 法 ・ 場 所	集 団 接 種 総合保健センター	集 団 接 種 地 区 会 館	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 委託医療機関	集 団 接 種 南茅部町国保病院
高 齢 者	対 象 者	65歳以上の高齢者 60～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者				
	個 人 負 担 額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円～2,000円	1,000円
	実 施 方 法 ・ 場 所	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 町内医療機関	個 別 接 種 恵山町立国保病院	個 別 接 種 委託医療機関	個 別 接 種 町内医療機関

4 その他の保健事業

【調整の具体的な内容】

各種保健事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などの調整を行い、保健事業の充実に努めるものとする。

その他の主な保健事業

区分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町		
母子保健	健康相談・保健指導等	家庭訪問 乳幼児健康相談 発達相談 健康教室	家庭訪問 療育相談 育児学級 妊婦相談	家庭訪問 療育相談	家庭訪問 健康相談 療育相談	家庭訪問	
	医療支援	医療・公費負担制度 妊娠中毒症等療養支援費の支給	医療・公費負担制度	医療・公費負担制度	医療・公費負担制度	医療・公費負担制度	
		健康相談	重点健康相談 総合健康相談 介護家族相談	健診結果相談会 総合健康相談 介護家族相談 老人健康相談	健診結果相談会 定期健康相談 老人健康相談	重点健康相談 総合健康相談	総合健康相談
	訪問指導	寝たきり等、指導を必要とする者に対し、各家庭を訪問、保健指導する。					
保健	機能訓練	通所・訪問による機能訓練	転倒骨折予防教室	転倒骨折予防教室	通所・訪問による機能訓練 転倒骨折予防教室	転倒骨折予防教室	
	各種健康教育	集団健康教育 介護家族健康教育 糖尿病個別健康教育 両親学級(栄養改善, 口腔衛生) 生活習慣病予防各種教室	集団健康教育 介護家族健康教育 高脂血症個別健康教育 家庭介護普及教室	集団健康教育 家庭介護普及教室 減塩教室	集団健康教育 糖尿病個別健康教育	集団健康教育 高脂血症個別健康教育 糖尿病個別健康教育	
		推進員活動	栄養改善・運動普及活動の推進員活動	食生活改善推進員活動	食生活改善推進員活動		
		給食施設指導	特定給食施設の管理者・給食関係者に栄養改善指導				
歯科保健	健康教育 歯科健診 歯科保健啓発事業	健康教育					
	精神保健	精神保健相談 精神保健訪問指導 社会復帰支援 ふれあい交流事業 アルコール関連障害予防 精神障害者居宅生活支援	精神保健相談 精神保健訪問指導	精神保健相談 精神保健訪問指導	精神保健相談 精神保健訪問指導	精神保健相談 精神保健訪問指導	
		痴呆対策	老人性痴呆相談 老人のためのSOSネットワークシステム 老人性痴呆予防健康診査	老人性痴呆相談 老人のためのSOSネットワークシステム	老人性痴呆相談 老人のためのSOSネットワークシステム	老人性痴呆相談 老人のためのSOSネットワークシステム	老人性痴呆相談 老人のためのSOSネットワークシステム
結核予防			結核予防対策事業	結核予防対策事業	結核予防対策事業	結核予防対策事業	結核予防対策事業
難病対策		難病対策推進 難病患者等居宅生活支援					
地域健康づくり	健康づくり推進員等	市民健康づくり推進員事業 たばこ対策事業 市民健康教室	健康づくり推進協議会 保健推進員活動	健康推進関係推進員育成事業	保健衛生推進員協議会	健康づくり推進員活動	
	健康増進事業	健康づくりプログラムによるサポート					
	健康まつり	市民健康まつり	戸井町健康・スポーツ・ふれあい祭				

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについて提案する。

平成15年12月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第28号	農林水産関係事業の取扱い
<p>1 農林関係事業の補助金，貸付金については，函館市の事業に統一する。</p> <p>2 水産関係事業の取扱い</p> <p>(1) 函館市独自の漁業用機械等購入資金貸付金，漁業共済加入促進補助金については，函館市の事業を適用し，5市町村がそれぞれ実施している沿岸漁業構造改善対策事業補助金，漁業近代化資金利子補給事業，漁業後継者育成対策については，統合・再編などを行い，水産業の振興発展に努めるものとする。</p> <p>(2) その他5市町村が従来からの経緯や地域特性を踏まえ実施している事業については，現行のとおりとする。</p>	

1 農林関係事業

【調整の具体的な内容】

農林関係の各種事業については、以下の区分により調整する。

- (1) 5市町村同一の事業
- (2) 函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するもの
- (3) 事業内容が異なるものなどで、函館市の事業に統一するもの
- (4) 町独自の事業で、見直しにより廃止するもの

主な農林関係事業

(1) 5市町村同一の事業

- ・森林作業員長期就労促進事業費補助金

(2) 函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するもの

- ・市民菜園運営費補助金
- ・函館市家畜伝染病自衛防疫組合活動促進事業費補助金
- ・生活改善推進補助金
- ・農家振興対策貸付金
- ・函館市農業基盤等整備事業補助金
- ・各種試験ほ設置事業費補助金
- ・農業用機械等購入資金貸付金

(3) 事業内容が異なるものなどで、函館市の事業に統一するもの

- ・造林事業整備促進補助金（函館市，恵山町，南茅部町）

(4) 町独自の事業で、見直しにより廃止するもの

- ・函館地区森林組合助成金（戸井町）
- ・林業研究グループ活動補助金（南茅部町）

2 水産関係事業

【調整の具体的な内容】

水産関係の各種事業については、以下の区分により調整する。

- (1) 函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するもの
- (2) 事業内容が異なるものなどで、現行の事業を継続するもの
- (3) 事業内容が異なるもので、統合・再編するもの

主な水産関係事業

(1) 函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するもの

- ・ 漁業用機械等購入資金貸付金
- ・ 漁業共済加入促進補助金
- ・ 漁業振興基礎研究事業

(2) 事業内容が異なるものなどで、現行の事業を継続するもの

- ・ 水難救難所補助金（函館市，戸井町，恵山町，南茅部町）
- ・ 水産系廃棄物リサイクル整備費補助金（南茅部町）
- ・ 合併漁業協同組合に対する経営基盤強化対策（函館市，戸井町，恵山町）
- ・ 漁場整備事業（5市町村）
- ・ 漁港整備事業（函館市，戸井町，恵山町，南茅部町）
- ・ 漁場調査等（5市町村）

(3) 事業内容が異なるもので、統合・再編するもの

- ・ 沿岸漁業構造改善対策事業補助金（5市町村）
- ・ 漁業近代化資金利子補給事業（5市町村）
- ・ 漁業後継者育成対策（5市町村）

主な農林関係事業の調整内容一覧

(1) 5市町村同一の事業

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
森林作業員 長期就労促進 事業費補助金	森林作業員，事業主，市町村，北海道などが負担金を拠出し，稼働日数に応じて作業員に奨励金を支給することで就労の長期化・安定化の促進と林業労働力の確保を図る。				
制度の有無	有	有	有	有	有
制度の概要	(単位：日/円)				
	120～169		210～229		
	作業員	80	作業員	80	
	事業主	80	事業主	80	
	市町村	80	市町村	125	
	北海道	80	北海道	125	
	支給額	320	支給額	410	
	170～189		230～		
	作業員	80	作業員	80	
	事業主	80	事業主	80	
	市町村	95	市町村	140	
	北海道	95	北海道	140	
	支給額	350	支給額	440	
	190～209				
	作業員	80			
	事業主	80			
	市町村	110			
	北海道	110			
	支給額	380			

(2) 函館市独自の事業で，函館市の事業を適用するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
市民菜園運営費 補助金	市民菜園（東畑地区100区画）を運営する新函館農業協同組合に対する補助				
制度の有無	有	無	無	無	無
函館市家畜伝染病 自衛防疫組合活動 促進事業費補助金	家畜伝染病の発生を未然に防止するために組織的・計画的に自衛防疫を行っている当該組合に対する補助				
制度の有無	有	無	無	無	無
生活改善推進 補助金	農村生活改善の推進を図る団体に対する補助				
制度の有無	有	無	無	無	無
対象者	函館市農村生活改善グループ連絡協議会， 亀田農村婦人連絡協議会				
農家振興対策 貸付金	新函館農業協同組合函館支店の組合員に対する融資利率軽減のための貸付金				
制度の有無	有	無	無	無	無

主な農林関係事業の調整内容一覧

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
函館市農業基盤等整備事業補助金	市の区域内に住所を有し農業を営む者の経営の安定と向上を図るため、農業の生産性の向上および経営の改善、農作物の栽培技術の向上等に資する事業に対する補助				
	制度の有無	有	無	無	無
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者 農業協同組合 土地改良区 農業を営む団体 ・ 補助率 1/3～7/10 補助対象事（例） 集出荷貯蔵施設整備事業、 土地基盤整備事業（農道整備、用排水施設整備等） 				
各種試験ほ設置事業費補助金	農業技術の向上や新しい作物への取り組み等を促進し、農家経営の向上を図るため、農業後継者が実施する栽培試験の事業費に対する補助				
	制度の有無	有	無	無	無
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象者 農業協同組合 ・ 補助率 7/10以内 平成15年度補助対象事業 「みぶな」のマルチ栽培とパスライト栽培の比較試験 				
農業用機械等購入資金貸付金	農業の近代化に即応した経営の合理化を促進し農業振興を図るため、必要な機械等を購入する資金を貸付				
	制度の有無	有	無	無	無
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付対象者 農業を営んでいる者、農業を営んでいるもので組織する団体 ・ 貸付額 購入する機械等の価格のうち市長が査定する金額の80%以内 ・ 貸付利率 無利子 ・ 償還期間 貸付額が100万円以下の場合、5年以内 貸付額が100万円を超える場合は、7年以内（1年据置） 				

主な農林関係事業の調整内容一覧

(3) 事業内容が異なるものなどで、函館市の事業に統一するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
造林事業整備促進補助	林業の活性化と森林の公益的機能の拡大を図るため、私有林の整備事業に対し補助				
	制度の有無	有	無	有	無
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 森林所有者 ・補助率 [新植] 公共造林補助 68% (国・道) 道・市補助 27% 所有者負担 5% [保育・保護] 公共造林補助 68% (国・道) 市 定額補助 (施業単価のおおむね10%) 		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 森林所有者 ・補助率 [新植] 公共造林補助 68% (国・道) 道・町補助 27% 所有者負担 5% 		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 森林所有者 ・補助率 [新植] 公共造林補助 68% (国・道) 道・町補助 27% 所有者負担 5% [保育・保護] 公共造林補助 68% (国・道) 町 10%

(4) 町村独自の事業で、見直しにより廃止するもの

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
函館地区森林組合助成	函館地区森林組合の運営に対する助成				
	制度の有無	無	有	無	無
助成額		100千円			
林業研究グループ活動補助金	森林の生産力の増強を図り、経営安定と社会的・経済的地位の向上、また地域において林業の指導的役割を果たすため、林業の合理的経営を研究実践する南茅部町林業研究グループに対する補助				
	制度の有無	無	無	無	無
助成額					50千円

主な水産関係事業の調整内容一覧

(1) 函館市独自の事業で、函館市の事業を適用するもの

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
漁業用機械等購入資金貸付金	漁業の近代化に即応した経営の合理化を促進し漁業の振興を図るため、必要な機械等を購入する資金を貸付				
	制度の有無 制度の概要	有 ・貸付対象者 20トン未満の漁船を使用して漁業を営んでいる者または漁業協同組合 ・貸付額 購入する機械等の価格のうち市長が査定する金額の80%以内 ・貸付利率 無利子 ・償還期間 貸付額が100万円以下の場合、5年以内 貸付額が100万円を超える場合は、7年以内（1年据置）	無	無	無
漁業共済加入促進補助金	資源の減少等の異常な事象，または自然災害等の事故により受ける損失を補填することで着業資金の確保等，漁業経営の安定に資することを目的とした漁業共済制度への加入を促進するため，第1号漁業（天然コンブ・ワカメ）の共済掛金に対し補助				
	制度の有無 制度の概要	有 ・補助対象者 漁業協同組合 ・補助率 純共済掛金の5%	無	無	無
漁業振興基礎研究事業	未利用資源の有効利用等を図るための基礎研究を北海道大学大学院水産科学研究科に委託				
	制度の有無 制度の概要	有 平成15年度研究内容 ・有用性イカ類の基礎研究 ・イカ肉の高度利用基礎研究 ・マコガレイの産卵生態と仔稚魚の生残に関する基礎研究 ・ガゴメコンブとマコンブの繁殖に関する基礎研究	無	無	無

主な水産関係事業の調整内容一覧

(2) 事業内容が異なるものなどで、現行の事業を継続するもの

区分	函館市	戸井町	恵山町	楳法華村	南茅部町
水難救難所補助金	海難事故から漁業者の人命・財産を守るとともに、海洋レジャー事故の救助等幅広い活動を通じ、地域社会で重要な役割を果たしている団体に対する補助				
制度の有無	有	有	有	無	有
対象者	北海道漁船海難防止・水難救済センター函館救難所	東戸井救難所 戸井西部水難救難所 小安救難所	尻岸内救難所	楳法華水難救難所はあるが補助は行っていない。	南茅部救難所
水産系廃棄物リサイクル整備費補助金	民間処理業者が整備した、水産系廃棄物処理施設の施設整備費にかかる補助				
制度の有無	無	無	無	無	有
制度の概要					<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者 (株)ばんけいリサイクルセンター 期間 H8～H17年度まで (債務負担行為) 補助金額 102,689千円
合併漁業協同組合に対する経営基盤強化対策	漁業協同組合の再編・合併に伴う経営基盤強化のための支援対策として、借入金に対する利子補給				
制度の有無	有	有	有	無	無
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象漁協 函館市漁業協同組合 期間 H10～H19年度まで (債務負担行為) 補給額 10,776千円 補給率 0.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 対象漁協 H16.4.1に合併予定の新組合 (戸井町漁業協同組合) 期間 H17～H20年度まで (債務負担行為) 補給額(予定) 6,530千円 H13～16年度まで 戸井町漁協に対し、900万円/年を補助 	<ul style="list-style-type: none"> 対象漁協 えさん漁業協同組合 期間 H15～H24年度まで (債務負担行為) 補給額 8,759千円 補給率 1.225% 		
漁場整備事業	沿岸漁場の整備、開発事業				
制度の有無	有	有	有	有	有
事業の概要	H14～H17年度 コンブ囲い礁設置	H14～H20年度 ウニ礁設置	H18～H20年度 フノリ礁設置、 自然石投入、 コンブ囲い礁設置	H16～H20年度 コンブ漁場造成、 天然ノリ礁設置	H14～H17年度 雑海藻駆除

主な水産関係事業の調整内容一覧

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
漁港整備事業	漁港の整備事業				
制度の有無	有	有	有	無	有
事業の概要	H13～H19年度 函館湯川漁港 H14～H17年度 志海苔漁港 (銭亀地区) H14～H18年度 函館漁港	H13～H17年度 小安漁港 H14～H18年度 汐首漁港 H15～H21年度 戸井漁港	H14～H18年度 大潤漁港 H14～H21年度 日浦漁港 H17年度 山背泊漁港	H15～21年度 椴法華港 (地方港湾整備 事業)	H14～19年度 木直漁港 H14～22年度 大舟(本港)漁港 H14～22年度 大舟(美呂泊)漁港 H14～21年度 白尻漁港
漁場調査等	水産資源の維持・増大と水産物の生産流通機能の強化や漁場の生産力回復を目的とする事業				
制度の有無	有	有	有	有	有
制度の概要	・調査内容(H15) 水産種苗放流効果 調査(ウニ) 沿岸漁場等調査 (各種試験調査, 実施事業の効果調 査,水質調査)	・調査内容(H15) 漁場調査 (コンブ,ウニ) 沿岸漁場環境調査 (水温計交換) 浅海漁場増殖事業 効果調査 (漁協への補助)	・調査内容(H15) 沿岸漁場造成効果 調査 (コンブ,ウニ等) 大型魚礁設置事業 効果調査	・調査内容(H15) 漁場調査試験事業 (ウニ環境調査) (漁協への補助)	・調査内容(H15) 漁場調査 (コンブ,ウニ) (漁協実施)

(3) 事業内容が異なるもので、統合・再編するもの

区分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
沿岸漁業構造改善 対策事業補助金	沿岸漁業の生産基盤の整備および開発,沿岸漁業の経営近代化のための施設の導入等によつてその構造改善を促進し,沿岸漁業の発展並びに沿岸漁業者の社会的および経済的地位の向上を図るため,各市町村が定める事業に対する補助				
制度の有無	有	有	有	有	有
調整方針	国・道の補助対象事業については,国費・道費を除いた1/2以内を市が補助し,市単独の補助対象事業については,1/2以内を市が補助することとする。				
漁業近代化資金 利子補給事業	漁業近代化資金を漁業者等に貸し付けた融資機関に対する利子補給金				
制度の有無	有	有	有	有	有
制度の概要	・対象資金 1号資金 ・補給率 年0.5%	・対象資金 1～4号資金 ・補給率 年1.0%	・対象資金 1～4号資金 ・補給率 年1.0%	・対象資金 1～4号資金 ・補給率 年1.0%	・対象資金 1号資金 ・補給率 年0.5%
調整方針	対象資金は,1～4号資金とし,利子補給率は,年1%とする。				
漁業後継者育成対策	漁業後継者の育成や新規就業者に対する支援等の各種事業				
制度の有無	有	有	有	有	有
制度の概要	漁業後継者が求める最新の漁業技術や情勢に関する知識を有した講師を招聘し,研修会を実施。	戸井町ふるさと創世人材育成事業の中で,漁業者等が研修等を行う際に経費の一部を補助する。	恵山町漁業推進,向上を図るため漁業技術の改善,漁業先進地視察および密漁防止対策など,漁民としての教養を高めるとともに資源の保護を図り恵山町漁業生産の増強につとめる。	都市住民を対象に漁業体験研修を通じて,都市と漁村の交流を図り,地域の活性化を図る。 (養殖天然昆布漁,定置網漁を実際に5日間体験研修する。)	町内に居住し新たに漁業を生業とする者に奨励金を支給し,後継者の定着促進を図る。

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて提案する。

平成15年12月26日提出

函館市・戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町合併協議会
会長 函館市長 井上博司

協議項目第30号

建設関係事業の取扱い

- 1 都市計画区域については、現行のとおりとする。
- 2 市町村営住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。
- 3 町道・村道については、函館市に引き継ぐものとし、除雪の出動基準、私道の簡易舗装基準については函館市の制度に統一する。

1 都市計画区域

【調整の具体的な内容】

都市計画区域については，現行のとおりとする。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
現 況	<p>1 函館圏都市計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定年月日 昭和45年12月28日 変更年月日 平成9年4月1日 都市計画区域面積 約24,928ha (平成15年3月28日現在) (市街化区域) 約6,336ha (市街化調整区域) 約18,592ha 函館圏都市計画区域が指定されている市町村 函館市，七飯町，上磯町，大野町 	都市計画区域は指定されていない			
	<p>2 函館市都市計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域面積 約14,308ha (平成15年3月28日現在) (市街化区域) 約4,698ha (市街化調整区域) 約9,610ha 都市計画区域は函館圏域で指定されているので 函館市域については参考の数値である。 				

2 市町村営住宅使用料

【調整の具体的な内容】

市町村営住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。

(1) 市町村営住宅の現況

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
管理団地	36団地	10団地	10団地	3団地	10団地
管理棟数	433棟	31棟	51棟	10棟	40棟
管理戸数	5,376戸	129戸	205戸	33戸	166戸

(2) 市町村営住宅使用料算定根拠

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 構造・経年係数 × 利便係数					
1 家賃算定基礎額（市町村共通）	公営住宅法施行令に規定する額（収入区分により設定された額）				
2 市町村立地係数（建設省告示）	0.85	0.70	0.70	0.70	0.70
3 規模係数（市町村共通）	住宅の床面積 / 70m ²				
4 構造・経年係数（市町村共通）	経過年数に応じて定められる数値				
5 利便係数 (1~0.7の範囲で市町村が規定)	利便係数 = 1 - (立地利便係数 + 設備利便係数)				
(1)立地利便係数	市内全域での市営住宅用地の最高、最低固定資産税評価額により算定した係数 0~0.15	町内全域での町営住宅用地の最高、最低固定資産税評価額により算定した係数 0~0.15	町内全域での町営住宅用地の最高、最低固定資産税評価額により算定した係数 0~0.15	村内全域での村営住宅用地の最高、最低固定資産税評価額により算定した係数 0~0.15	役場、商店街からの距離により算定した係数 0~0.15
(2)設備利便係数	浴槽、便所設備により算定した係数 0~0.15	浴槽、便所設備により算定した係数 0~0.15	浴槽、便所設備により算定した係数 0~0.15	浴槽、便所設備により算定した係数 0~0.15	浴槽、便所、換気設備により算定した係数 0~0.15

3 町道・村道，除雪出動基準等，私道の簡易舗装

【調整の具体的な内容】

- (1) 町道・村道については，函館市に引き継ぐものとし，認定基準等については，函館市の制度に統一する。
- (2) 除雪の出動基準については，函館市の制度に統一するものとし，実施にあたっては，住民生活に支障が出ないように配慮する。
- (3) 私道の簡易舗装基準については，函館市の制度に統一する。

区 分	函館市	戸井町	恵山町	椴法華村	南茅部町
市町村道	路線数 3,643本 総延長1,027,037m	路線数 75本 総延長 75,507m	路線数 146本 総延長 66,894m	路線数 50本 総延長 40,442m	路線数 99本 総延長 88,564m
認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員6m以上 (特別な場合4m以上) ・市に帰属した道路 ・国道等の廃止により市道として存置が必要な道路 ・都市計画道路 ・市が寄付を受けた道路 など	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員3.5m以上 ・道路敷地は原則，町に寄付された道路 ・側溝が整備され，流末処理されている道路 ・路面状態が良好な道路 など	特に基準なし	特に基準なし	特に基準なし
除雪	実施形態 直営・委託	実施形態 委 託	実施形態 委 託	実施形態 委 託	実施形態 委 託
出動基準	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪10cm以上 ・吹きだまり等路面悪状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪10cm以上 ・吹きだまり等路面悪状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪10cm以上 ・吹きだまり等路面悪状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪10cm以上 ・吹きだまり等路面悪状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪8cm以上 ・吹きだまり等路面悪状況
対象路線	<ul style="list-style-type: none"> ・主な幹線及び生活道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な幹線及び生活道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な幹線及び生活道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な幹線及び生活道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・主な幹線及び生活道路
私道の簡易舗装	要綱に基づき実施	制度なし	制度なし	制度なし	制度なし
函館市私道の維持管理要綱(抜粋)	簡易舗装の基準 公道から公道に連絡し，かつ，交通量の多い幹線的な私道(幅員が概ね3.6m以上) 公用または公共的施設に連絡する私道				